

永平寺町商工会運営規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、永平寺町商工会定款第7条第1項の規定に基づき、永平寺町商工会（以下「本商工会」という。）の円滑な運営及び業務の執行に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

(加入手続)

第2条 本商工会に加入しようとする者は、加入申込書（様式第1号）を提出して、理事会の承諾を得なければならない。

2 前項の加入申込者について、理事会が加入を承諾した場合は、加入承諾書（様式第2号）により、加入申込者に通知するものとする。

(会費)

第3条 本商工会の会費の額及び払い込みの方法並びに納期は、別表1に定めるところによる。

(特別賦課金)

第4条 特定事業の実施に要する経費を支弁するため、総代会の議決を経て特別賦課金を徴収することができる。

(会費等の払込み猶予)

第5条 会員が経済の著しい変動、天災、火災等不慮の事故、疾病等により、事業に甚大な被害を被ったときは、会費、手数料、使用料又は特別賦課金（以下「会費等」という。）の払込みを猶予することができる。

2 前項の適用を受けようとする者は、会費等払込猶予申請書（様式第3号）を提出して、理事会の承認を得なければならない。

3 前項の申し出があったときは、理事会においてその諾否を決定し、会費等払込猶予通知書（様式第4号）により当該会員に通知するものとする。

(会費等の返還)

第6条 会員が既に払い込んだ会費等は、理由の有無にかかわらず返還しない。ただし、過誤により払い込んだ場合は、この限りでない。

(過怠金)

第7条 会員が会費等の納入を怠ったとき、本商工会は、納入すべき金額に対し、納期の翌日から納入の日までの間について、年利率5%を乗じて得た額の過怠金を徴収することができる。

2 前項の過怠金を課すときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(脱退)

第8条 定款第15条第1項の規定により、本商工会を脱退しようとする者は、脱退届(様式第5号)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、未納会費その他本商工会に対して債務を負担しているときは、脱退する日までに納入しなければならない。

第3章 総代

(総代の選挙)

第9条 定款第30条第1項に規定する地区の責任者は、当該地区ごとに選挙した総代の名簿及び総代選挙録(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(総代の退任)

第10条 総代は、任期満了又は辞任によって退任する。この場合において、退任した総代は、後任の総代が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

2 総代は、辞任するときは辞任届(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

3 補欠により選挙された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 役員

(役員選任の方法)

第11条 役員選任の方法は、会員又は会員たる法人の役職員である者のうちから、総代会で選挙によって選任する。

2 役員選任の方法は、別に定める。

(就任の諾否)

第12条 前条の規定により役員として選任された者は、総代会終了後、速やかに役員就任承諾書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

第5章 総代会及び総会

(代理人の届出)

第13条 代理人が総代会に出席するときは、代理権を証する書面をあらかじめ本商工会に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて代理権を電磁的方法により証明することができる。

2 前項後段の電磁的方法について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(開会及び議長を選任)

第14条 会長は、総代会成立に必要な出席者があったときは、開会を宣誓し、議長は出席者の互選によって定める。

(書記の指名)

第15条 議長は、議事の審議にあたり、書記若干名を指名する。

(議事録の作成)

第16条 会長は、総代会終了後、遅滞なく議事録(様式第9号)を作成しなければならない。

(準用規定)

第17条 前4条の規定は、総会について準用する。

第6章 理事会

(理事会の決議事項)

第18条 定款に定めるもののほか、理事会の議決を経なければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 規定の制定及び改廃に関すること。
- (2) 総代会又は総会の議決により、理事会の議決を経ることとされた事項。
- (3) 重要な契約の締結に関する事項
- (4) その他業務運営上必要な事項

(代理出席の禁止等)

第19条 理事会への代理出席は認めない。ただし、会長が必要と認めたときは役員(監事を除く。)の委任を受けた代理人(会員に限る。)に審議を傍聴させることができる。

2 監事は、会長が認めたときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 理事会は、必要に応じ職員その他の者の出席を求めて、意見を聴取することができる。

(議事録の作成)

第20条 会長は、理事会終了後、遅滞なく議事録(様式第10号)を作成しなければならない。

第7章 監事

(監事の職務)

第21条 監事は、法令、定款及びこの規約の定めるところにより、本商工会の業務及び会計の状況を監査する。

2 監事は、必要に応じ本商工会の帳簿及び書類を閲覧し、又は会長その他の者に対し、業務及び会計の状況につき報告を求めることができる。

(監事の協議)

第22条 次に掲げる事項は、監事の協議により定める。

- (1) 監査の計画及び実施
- (2) 監査後の措置
- (3) その他監事の職務を行うにつき必要な事項
(監査意見書の作成)

第23条 監事は、監査終了後速やかに監査の要領及びその結果を記載した意見書（様式第11号）を作成し、これに署名しなければならない。

第8章 部会及び委員会

(部会の構成)

第24条 会員は、自己の営む主要な事業に係る部会に所属する。ただし、会員の希望により、所属部会を選択することができる。

(部会役員)

第25条 定款第44条に定める部会長、副部会長のほか、部会理事若干名を置く。

- 2 部会役員は、部会総会において互選し、その任期は、本商工会の役員任期に準ずる。

(部会役員職務)

第26条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、あらかじめ部会長の定める順位により、部会長に事故があるときはその職務を代理し、部会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 部会理事は、部会長及び副部会長を補佐し、会務を掌理する。

(部会総会の議事等)

第27条 部会総会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 部会総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 部会総会の議長は、部会長をもって充てる。

(部会理事会)

第28条 部会に部会理事会を置く。

- 2 部会理事会は、部会長、副部会長及び部会理事の全員をもって組織する。
- 3 部会理事会は、部会長が招集する。
- 4 部会理事会の招集は、部会役員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を通知して行うものとする。
- 5 部会理事会の議長は、部会長をもって充てる。
- 6 部会理事会における各部会役員議決権は、各1個とする。
- 7 部会理事会の定足数は、部会役員数の2分の1以上とし、議決は出席した部会役員数の過半数

をもって決する。

(部会理事会の決議事項)

第29条 次の事項は、部会理事会の議決を経なければならない。

- (1) 部会総会に提案すべき事項
 - (2) その他部会の業務の執行に関し重要な事項
- (委員会の設置)

第30条 本商工会の経営基盤強化等について調査研究を行うため、財務委員会を置く。

2 前項の委員会のほか、理事会の議決を経て目的達成に必要な事項の調査研究を行うため、委員会を置くことができる。

第9章 青年部及び女性部

(加入)

第30条 部員たる資格有する者は、所定の加入手続きにより青年部又は女性部（以下「青年部等」という。）に加入することができる。

2 前項の加入の諾否は、部理事会によって決定する。

(脱退)

第31条 部員は、次の場合には、脱退する。

- (1) 部員たる資格を喪失した場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 除名された場合

2 前項の場合のほか、脱退しようとする部員は、青年部等に予告し脱退することができる。

(議決権)

第32条 部員は、各1個の議決権を有する。

2 部員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当該部の他の部員でなければならない。

3 部員は、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行使することができる。

4 第13条の規定は、第2項に定める代理人について準用する。

(部会費)

第33条 部員は、部会費を納入しなければならない。

2 前項の部会費の額及びその払込みの方法並びに納期は、部総会の議決を経て別に定める。

(部役員)

第34条 定款第52条に定める部長、副部長のほか、次の役員を置き、その数は別表2に定めるところによる。

(1) 部理事

(2) 部監事

(部役員の職務)

第 35 条 部長は、部を代表し、会務を総理する。

2 副部長は、部長を補佐し、あらかじめ部長の定める順位により、部長に事故があるときはその職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行う。

3 部理事は、部長及び副部長を補佐し、部の運営を司る。

4 部監事は、部の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を部総会に報告する。

(部役員の任免)

第 36 条 部役員は、部総会において部員の互選により選任し、又は解任するものとする。

(部役員の任期)

第 37 条 部役員の任期は、2年とする。ただし、部役員は、再任されることができる。

2 任期の満了又は辞任によって退任した部役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠により選任された部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部総会)

第 38 条 青年部等は、部総会を開催する。

2 部総会は、通常部総会及び臨時部総会とし、部長が招集する。

3 通常部総会は、毎事業年度1回開催するものとし、臨時部総会は、部長が必要と認めるときに開催する。

4 部総会は、部員の2分の1以上の出席により成立する。

5 部総会の議長は、出席した部員の中から互選する。

6 部総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 部長は、部総会の内容及び結果を会長に報告しなければならない。

(部総会の決議事項)

第 39 条 次に掲げる事項は、部総会の議決を経なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。

(部理事会)

第 40 条 青年部等に部理事会を置く。

2 部理事会は、部長、副部長及び部理事の全員をもって組織する。

3 部理事会は、部長が招集する。

4 部理事会の招集は、部役員(部漢字を除く。以下本条において同じ。)に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を通知して行うものとする。

5 部理事会の議長は、部長をもって充てる。

- 6 部理事会における各部役員の議決権は、各1個とする。
- 7 部理事会の定足数は、部役員の2分の1以上とし、議決は出席した部会役員の過半数をもって決する。

(部理事会の決議事項)

第41条 次の事項は、部会理事会の議決を経なければならない。

- (1) 部総会に提案すべき事項
- (2) その他青年部等の業務の執行に関し、重要な事項
(その他必要な事項)

第42条 この規約に定める事項のほか、青年部等の円滑な運営に関し必要な事項は、部総会の議決を経て別に定める。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第43条 事務局の組織並びに職員の服務、給与及びその他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

- 2 職員の人事管理は、福井県商工会等人事管理委員会規約を遵守して行うものとする。

第11章 事務の執行

(事務処理)

第44条 本商工会の庶務、会計及びその他の事務を迅速、的確に処理するため、次に掲げる事項については理事会の議決を経て別に定める。

- (1) 役職員などの出張に関する事項
- (2) 文書の取扱いに関する事項
- (3) 会計及び経理に関する事項
- (4) その他事務処理に関し必要な事項
(前年度議決の準用)

第45条 次に掲げる事項については、総代会の議決を経るまでは、前年度の例による。

- (1) 借入金の限度額
- (2) 義務的経費又は日常的な経費

第12章 手数料及び使用料

第46条 本商工会が事業者等の委託を受けて、次の各号に定める事業を行う場合は、別表3に定める手数料を徴収することができる。

(1) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 50 号）について事業者が行うべき事務を継続して代行し、指導すること。

(2) 雇用保険法（昭和 49 年 2 月 28 日法律第 116 号）について事業者が行うべき事務を継続して代行し、指導すること。

(3) 記帳から決算までの経理の実務につき継続して代行し、指導すること。

(4) 記帳継続指導機械化事務を行うこと。

(5) 事業者の事業資金の借入の斡旋及びその償還の指導並びに借入金及び償還に必要な事務代行を行うこと。ただし、小企業等経営改善資金有志制度に関する場合は、手数料を徴収しない。

(6) 事業者が各種共済制度に加入する場合、当該共済制度の実施主体が行うべき事務を代行し、指導すること。

(7) その他事業者の経営改善に資するため、事業者の行うべき事務を代行し、指導すること。

(使用料)

第 47 条 本商工会の所有に係る建物、器具、備品等を会員その他の者に供した場合は、別表 4 に定める使用料を徴収することができる。

第 13 章 雑則

(その他)

第 48 条 この規約に定めのない事項については、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、平成 19 年 5 月 29 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

別表1 (第3条)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1. 会費徴収基準

会員種別		会費 (年額)	備 考
法人会費		15,000円	
個人会費		10,000円	
金融機関		50,000円	福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、越前信用金庫
役員 付加 会費	会 長	50,000円	
	副会長	20,000円	
	理 事	5,000円	
	監 事	5,000円	

2. 会費の払込みの方法

原則として、口座振替とする。

3. 会費の納期

毎年7月 (一括徴収)

4. 年度途中の入会について

10月以降の加入については、会費 (年額) の1/2の額とする。

5. 年度途中の脱会

原則として、その年度末まで会員資格を有し、納入した会費は返還しない。

別表2 (第24条)

青年部・女性部役員の定数

	部 長	副 部 長	部 理 事	部 監 事
青 年 部	1人	3人	16人	2人
女 性 部	1人	2人	20人	2人

別表3 (第47条)

手数料徴収基準

労働保険事務委託料

①徴収基準

種 別		単 価	備 考
基 本 料		3,000円	1事業場毎に徴収する
付 加 金	枝 番 割	1,000円	1事業所に2以上の労働保険番号を付与する 場合、2番号目から1番号毎に徴収する
	従 業 員 割	500円	年度更新時に報告される労働者数を基に1名 毎に徴収する
	手 続 割	500円	労働保険に関する各種届出等手続き1件毎に 徴収する
	非 会 員 割	会費相当額	委託事業主が非会員の場合に徴収する

②徴収時期 年度更新時

税務関係手数料

(1)記帳機械化

① 記帳代行

売 上 高	伝票枚数	単 価
(A) 1,000万円未満	500枚未満	26,000円
	500枚以上	32,500円
(B) 1,000万円以上3,000万円未満	500枚未満	32,500円
	500枚以上	39,000円
(C) 3,000万円以上	500枚未満	39,000円
	500枚以上	45,500円

② 自計利用

内 容	金 額	備 考
記帳機械化	31,500円	1事業所 ID (年間)

②消費税申告

売 上 高	単 価
(A) 1,000万円未満	3,000円
(B) 1,000万円以上3,000万円未満	5,000円
(C) 3,000万円以上	7,000円

(2) 記帳機械化以外

①-1 集計など事務作業を伴うもの

売 上 高	単 価
(A) 1,000万円未満	39,000円
(B) 1,000万円以上3,000万円未満	45,500円
(C) 3,000万円以上	52,000円

①-2 チェックのみ・清書等

売 上 高	単 価
(A) 1,000万円未満	10,000円
(B) 1,000万円以上3,000万円未満	15,000円
(C) 3,000万円以上	20,000円

②消費税申告

売 上 高	単 価
(A) 1,000万円未満	5,000円
(B) 1,000万円以上3,000万円未満	10,000円
(C) 3,000万円以上	15,000円

(3) 源泉徴収事務

内 容	単 価
従業員1名/年 (決算指導等を伴う事業所)	500円
従業員1名/年 (決算指導等を伴わない事業所)	1,000円

(4) 会計ソフト導入指導

内 容	単 価
商工会事務局にて基本操作指導	10,000円
事業所にて基本操作指導	20,000円
商工会事務局にて基本設定入力及び操作指導	15,000円
事業所にて基本設定入力及び操作指導	30,000円

(5) 金融斡旋手数料

- ・ 徴収基準 会員無料 (非会員は会費相当額)
- ・ 徴収時期 融資の手数料は、融資の適否に関係なく、申込み時又は証明時に徴収する。
- ・ 対象融資制度 県及び町の制度融資 (国民生活金融公庫を除く。)
- ・ その他 原則として、本商工会への加入を勧誘する。

2. 事務機器使用料

- ① コピー料 100円/枚 (～A3)

- ② カラー印刷料 200円/枚 (～A4)

- ③ 文書作成料 500円/枚 (～A4)

- ④ 輪転印刷機使用料
 - ・製版代 100円/1製版
 - ・紙代 1円/枚
 - ・インク代 1円/枚

様式第1号 (第2条第1項)

加入申込書

平成 年 月 日

永平寺町商工会長 殿

業所名 (氏名)

代表者氏名

⑩

〔 明治
大正 年 月 日生
昭和 〕

このたび、私は、貴商工会の趣旨に賛同し、加入いたしたく申込みます。

企業名	(代表者氏名)
住所	(事業所) (電話番号) (自宅) (電話番号)
業種	
創業年	
当町における営業年数	
経営形態	個人・法人 (資本金 千円)
税務申告	青色申告 申告
従業員数	名 (うち家族従業員 名)

商 工 会 各 種 変 更 届

平成 年 月 日

永平寺町商工会長 殿

業所名 (氏名)

代表者名 ㊟

このたび、下記の事項に変更がありましたので、お届けします。

変更事項	変 更 後 の 内 容
企 業 名	
住 所	(事業所) (電話番号) (自宅) (電話番号)
代表者氏名	生年月日 M・T・S・H 年 月 日
業 種	
経 営 形 態	個 人 ・ 法 人 (株式会社・有限会社・その他)
備 考	

様式第1号（第2条第2項）

加 入 承 諾 書

平成 年 月 日

殿

永平寺町商工会
会 長

㊟

あなたの入会を承諾します。

様式第3号（第5条第2項）

会費等払込猶予申請書

平成 年 月 日

永平寺町商工会長 殿

住所

氏名

㊟

このたび、 の払込みの猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

理 由

具体的内容

猶予期間 平成 年 月 日より平成 年 月 日まで

様式第4号（第5条第3項）

会費等払込猶予通知書

平成 年 月 日

殿

永平寺町商工会
会長

㊟

あなたより申請のありました の払込みの猶予について

承 諾
否 認

 します。

なお、猶予期間は下記のとおりとします。

記

猶予期間 平成 年 月 日より平成 年 月 日まで

備 考

様式第5号（第8条）

脱 退 届

平成 年 月 日

永平寺町商工会長 殿

住所

氏名又は

代表者名

印

このたび、私は、下記の理由により貴商工会を脱退いたしたく届け出します。

記

脱退理由

様式第6号（第9条第2項）

総代選挙録

○ 総代選挙をした日

平成 年 月 日

○ 総代選挙をした場所

○ 総代選挙をした地区の名称

○ 選挙で選ばれた者の氏名

平成 年 月 日

責任者氏名

⑩

様式第7号（第10条第2項）

辞任届

平成 年 月 日

永平寺町商工会長 殿

住 所
氏 名

㊟

このたび、私は、下記の理由により貴商工会の総代を辞任いたしたく申し出ます。

記

辞任の理由

様式第8号 (第12条)

役員就任承諾書

平成 年 月 日

永平寺町商工会長 殿

住 所

氏 名 ㊦

〔 明治
大正
昭和 年 月 日生 〕

私は、平成21年 5月22日開催の 平成21年度通常 総代会 において
に選任されたので、就任することを承諾します。

様式第9号 (第16条)

永平寺町商工会第 回 総(代) 会議事録

招 集 通 知 日 平成 年 月 日
開 催 日 時 平成 年 月 日 時～ 時
開 催 場 所
会 員 (総代) 総 数 人
出 席 者 数 人 (うち代理出席者 人)
出 席 役 員 氏 名 会 長 ○ ○ ○ ○
副 会 長 ○ ○ ○ ○
理 事 ○ ○ ○ ○
" ○ ○ ○ ○
監 事 ○ ○ ○ ○
議 長 氏 名
議 事 録 作 成 役 員 氏 名 会 長 ○ ○ ○ ○

議事の経過、結果

(議長の選任について記載すること。)

(監事の監査結果について、報告内容の概要を記載すること。)

以上、議事の経過及び結果を明確にするため、本議事録を作成し、出席した役員が記名押印する。

平成 年 月 日

※ 以下の事項は、登記申請の際に必要

議 長	Ⓜ
会 長	Ⓜ
副 会 長	Ⓜ
”	Ⓜ
理 事	Ⓜ
”	Ⓜ

様式第10号 (第20条)

永平寺町商工会理事会議事録

招 集 通 知 日 平成 年 月 日
 開 催 日 時 平成 年 月 日 時～ 時
 開 催 場 所
 出 席 者 数 人
 欠 席 者 数 人
 出席役員氏名 会 長 ○ ○ ○ ○
 副会長 ○ ○ ○ ○
 理 事 ○ ○ ○ ○
 " ○ ○ ○ ○
 監 事 ○ ○ ○ ○
 議 長 氏 名
 議事録作成役員氏名 会 長 ○ ○ ○ ○

議事の経過、結果

平成 年度監事意見書

平成 年 月 日

永平寺町商工会長 殿

監事

監事

1. 監査の実施概要

私達は、平成 年 月 日、商工会事務所において、定款第 20 条第 4 項に基づいて平成 年度 (平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 31 日まで) の業務及び会計の状況について監査を行った。

なお、この監査において、監査立会者の職、氏名は次のとおりである。

会 長
事務局

2. 監査の意見

監査の結果、私達の意見は、次のとおりである。

- (1) 事業報告書の内容は、適正であると認める。
- (2) 収支決算書、貸借対照表及び財産目録は、平成 年度の収支及び同年度末現在の財政状況を適正に表示していると認める。
- (3) 内部統制制度の整備及び運用状況は、妥当であると認める。

以上のとおり報告する。